平成２２年（フ）第２０号
長崎県佐世保市大黒町332番地２
債務者　末森　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
長崎県佐世保市黒髪町4899番地72
債務者　杉原　政文
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
長崎県佐世保市黒髪町4899番地72
債務者　杉原真由美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
川崎市宮前区神木本町５－８－５　メゾンサニー203、住民票上の住所川崎市多摩区東生田４丁目３番５号
債務者　松本　勝代
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２３８号
東京都足立区千住元町６－１－202
債務者　添田　佳幸
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２８８号
埼玉県越谷市千間台西１丁目15－11－Ｂ－102
債務者　金井　玲郁
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３０７号
東京都練馬区大泉町１丁目41－27　藤田方
債務者　平山　淳子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３１３号
東京都江戸川区鹿骨５丁目15－６　第３宮間荘102
債務者　江村京子こと　李　　修京
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５３号
沖縄県うるま市字具志川414番地
債務者　天願　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８号
北海道十勝郡浦幌町字寿町81番地の１
債務者　大塚　厚子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
北海道帯広市西16条南６丁目16番16号
債務者　北條　香織
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
北海道十勝郡浦幌町字栄町31番地の２
債務者　上川　美鈴（旧姓花井）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５号
長崎県佐世保市大和町1105番地１、旧住所岡山県笠岡市入江37番地２
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地３、旧住所長崎県諫早市高来町里３番地３　下里住宅木造20号
債務者　澤久　政治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
川崎市中原区市ノ坪630番地　ハイツ中新Ｂ－102
債務者　岡崎　　淳
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０１４号
静岡県島田市大草535番地の１　大草住宅Ｂ棟401、住民票上の住所静岡県島田市大草535番地の１
債務者　天野　　大
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部